綾瀬市幼稚園型一時預かり事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）の規定により、地域子ども・子育て支援事業の一環として実施する一時預かり事業（幼稚園型）を実施する幼稚園及び認定こども園（以下「幼稚園等」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和５１年綾瀬町規則第１５号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象事業）

第２条　補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

(1) 幼稚園型Ⅰ　本市に住所を有し、主として幼稚園等に在籍する満３歳以上の幼児を教育時間の前後又は長期休業日等に当該幼稚園等において一時的に預かり、必要な保護を行う事業

(2) 幼稚園型Ⅱ　本市に住所を有し、満３歳未満の小学校就学前子ども（子ども・子育て支援法第６条第１項に規定する小学校就学前子どもをいう。）であって、子ども・子育て支援法施行規則（平成２６年内閣府令第４４号）第１条の５に規定する事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるものとして市から認定を受けた２歳児を幼稚園において一時的に預かり、必要な保護を行う事業

（補助対象者）

第３条　この要綱における補助対象者は、次の各号に掲げる幼稚園等の設置者又は当該施設の長とする。

(1) 学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条に規定する幼稚園

(2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号）第２条第６項に規定する認定こども園

２　前項各号に掲げる幼稚園等は、一時預かり事業の実施について（令和６年６月３０日付け５文科初第２５９２号及びこ成保第１９１号）の別紙一時預かり事業実施要綱４（３）③、④及び⑤の要件を満たすものとする。

（補助金の額）

第４条　補助金の額は、次に掲げる額のいずれか低い額とする。

(1) 別表の基準により算定した補助基準額と補助事業に要した経費の実支出額のいずれか低い額

(2) 総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額

（交付申請及び提出期限）

第５条　補助金の交付を受けようとする補助対象者は、綾瀬市幼稚園型一時預かり事業補助金交付申請書（第１号様式）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 一時預かり事業（幼稚園型）実施計画書・実績報告書（第２号様式）

(2) 事業計画書及び収支予算書

(3) その他市長が必要と認める書類

２　前項の提出期限は、当該年度の９月末日までとする。ただし、当該年度１０月１日以降に補助事業を開始した場合は、補助事業を開始した月の末日までとする。

（交付条件）

第６条　補助金の交付を決定する場合には、規則第６条に掲げる要件を付するものとする。

（決定の通知）

第７条　規則第７条の規定による通知は、綾瀬市幼稚園型一時預かり事業補助金（変更）交付決定通知書（第３号様式）によるものとする。

（申請の取下げ）

第８条　規則第８条第１項に規定する市長の定める期日は、交付決定を受けた日から起算して１０日を経過した日とする。

（変更等の承認）

第９条　規則第６条第１号及び第２号の規定による承認を受けようとする場合は、綾瀬市幼稚園型一時預かり事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書（第４号様式）に変更の内容及び理由又は中止若しくは廃止の理由を記載し、関係書類を添付し、市長に提出するものとする。

（補助金の交付）

第１０条　補助金は、年額を交付決定した後、実績に基づき所要額を交付する。ただ

し、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

（実績報告）

第１１条　規則第１２条第１項による実績報告は、綾瀬市幼稚園型一時預かり事業補助金実績報告書（第５号様式）によるものとし、同項に規定する市長の定める期日は、当該会計年度終了後の４月１５日までとする。

（書類の整備等）

第１２条　補助金の交付を受けた補助対象者は、補助事業に係る収入及び支出の経理状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、それらに関する証拠書類を整備し、保管するものとする。

２　前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から起算して５年間保管するものとする。

（委任）

第１３条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附　則

（施行期日等）

１　この要綱は、平成２７年１２月２１日から施行し、平成２７年４月１日から適用する。

（交付申請提出期限の経過措置）

２　第５条第２項の規定中「９月末日」とあるのは、平成２７年度の交付申請については、「３月２０日」と読み替えるものとする。

附　則

この要綱は、平成３０年９月２１日から施行し、平成３０年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、令和元年９月１１日から施行し、平成３１年４月１日から適用する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和２年９月１４日から施行し、令和２年４月１日から適用する。

（経過措置）

２　改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和３年９月１５日から施行し、令和３年４月１日から適用する。

（経過措置）

２　改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和７年７月２９日から施行し、令和７年４月１日から適用する。

（経過措置）

２　改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和８年８月２７日から施行し、令和８年４月１日から適用する。

（経過措置）

２　改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

別表（第４条関係）

補助事業名	補助基準額
一時預かり事業	１　幼稚園型Ｉ (1) 在籍園児分（(3)を除く） 児童１人当たり日額 ア　基本分（平日の教育時間前後や長期休業日の利用） (ｱ) 年間延べ利用児童数２，０００人超の施設 ａ　平日　４８０円 ｂ　長期休業日（８時間未満）　４８０円 ｃ　長期休業日（８時間以上）　９６０円 (ｲ) 年間延べ利用児童数２，０００人以下の施設 ａ　平日　（１，７６０，０００円÷年間延べ利用児童数）－４４０円（１０円未満切り捨て） ｂ　長期休業日（８時間未満）　４４０円 ｃ　長期休業日（８時間以上）　８８０円 イ　休日分（土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用）　８８０円 ウ　長時間加算 (ｱ) ア(ｱ)ａ及びア(ｲ)ａについては４時間（又は教育時間との合計が８時間）、ア(ｱ)ｃ、ア(ｲ)ｃ及びイについては８時間を超えた利用の場合 ａ　超えた利用時間が２時間未満　１５０円 ｂ　超えた利用時間が２時間以上３時間未満　３００円 ｃ　超えた利用時間が３時間以上　４５０円 (ｲ)　ア(ｱ)ｂ及びア(ｲ)ｂについては４時間を超えた利用の場合 ａ　超えた利用時間が２時間未満　１００円 ｂ　超えた利用時間が２時間以上３時間未満　２００円 ｃ　超えた利用時間が３時間以上　３００円 エ　保育体制充実加算 (ｱ) 次のａ又はｂの要件を満たした上で、ｃ及びｄの要件を満た

	す施設　１か所当たり年額　２，８９２，４００円 (ｲ) 次のａ又はｂの要件を満たした上で、ｃ及びｅの要件を満たす施設　１か所当たり年額　１，４４６，２００円 ａ　平日及び長期休業中の双方において、原則１１時間以上（平日については教育時間を含む）の預かりを実施していること。 ｂ　平日及び長期休業中の双方において、原則９時間以上（平日については教育時間を含む）の預かりを実施するとともに、休日において４０日以上の預かりを実施していること。 ｃ　年間延べ利用児童数が２，０００人超の施設であること。 ｄ　児童福祉法施行規則（昭和２３年厚生省第１１号）第３６条の３５第２号ロ（附則第５６条第１項において読替え）及びハに基づき配置する者（以下「教育・保育従事者」）をすべて保育士又は幼稚園教諭普通免許状保有者とすること。また、当該教育・保育従事者の数は２名を下ることがないこと。 ｅ　教育・保育従事者の概ね２分の１以上を保育士又は幼稚園教諭普通免許状保有者とすること。また、当該教育・保育従事者の数は２名を下ることがないこと。 オ　就労支援型施設加算（事務経費） １か所当たり年額　１，３８３，２００円 次の要件を満たす施設に適用する。ただし、(ｳ)の配置月数（１月に満たない端数を生じたときは、これを１月とする。）が６月に満たない場合には、１か所当たり年額を６９１，６００円とする。 (ｱ) 平日及び長期休業中の双方において、８時間以上（平日については教育時間を含む）の預かりを実施していること (ｲ) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成２６年内閣府令３９号）第４２条に規定されている連携施設となっていること

	(ｳ) 本事業の事務を担当する職員を追加で配置すること (2) 在籍園児以外の児童分（(3)及び２を除く） 児童１人当たり日額 ア　基本分　８８０円 イ　長時間加算（８時間を超えた利用） (ｱ) 超えた利用時間が２時間未満　１５０円 (ｲ) 超えた利用時間が２時間以上３時間未満　３００円 (ｳ) 超えた利用時間が３時間以上　４５０円 (3) 特別な支援を要する児童分（児童１人当たり日額） ア　平日分　４，０００円 イ　長期休業日　８,０００円 ウ　休日分（土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用）　８,０００円 以下のいずれかの要件を満たすと市長が認める児童に適用する。 ア　教育時間内において特別な支援を要するとして、既に多様な事業者の参入促進・能力活用事業（認定こども園特別支援教育・保育経費）や都道府県等による補助事業等の対象となっている児童 イ　特別児童扶養手当受給証明書を所持する児童、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者福祉手帳を所持する児童、医師、巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見等により障害を有すると認められる児童その他の健康面・発達面において特別な支援を要すると市長が認める児童 ※　幼稚園型Ⅰに係る公費支援の総額（１施設当たり年額）は、１１，２４５，３００円を上限額とする（なお、待機児童又は特別な支援を要する児童の受け入れ促進に資する措置（(1)ア(ｱ)ｃ、(1)ア(ｲ)ｃ、(1)ウ、(1)エ、(1)オ、(2)イ及び(3)に係る基準額）を適用したことにより、１１，２４５，３００円を超えた場合は、この限りでない。）。

	2　幼稚園型Ⅱ 児童１人当たり日額 (1) ２歳児 ア　一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）を利用する年間延べ利用児童数が１，５００人以上の施設 (ｱ) 基本分　２，９１０円 (ｲ) 長時間加算（８時間を超えた利用） ａ　超えた利用時間が２時間未満　３３０円 ｂ　超えた利用時間が２時間以上３時間未満　６６０円 ｃ　超えた利用時間が３時間以上　９９０円 イ　一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）を利用する年間延べ利用児童数が１，５００人未満の施設 (ｱ) 基本分　２，５６０円 (ｲ) 長時間加算（８時間を超えた利用） ａ　超えた利用時間が２時間未満　２８０円 ｂ　超えた利用時間が２時間以上３時間未満　５６０円 ｃ　超えた利用時間が３時間以上　８４０円 (2) １歳児 ア　基本分　２，５６０円 イ　長時間加算（８時間を超えた利用） (ｱ) 超えた利用時間が２時間未満　２８０円 (ｲ) 超えた利用時間が２時間以上３時間未満　５６０円 (ｳ) 超えた利用時間が３時間以上　８４０円 (3) ０歳児 ア　基本分　５,１２０円 イ　長時間加算（８時間を超えた利用） (ｱ) 超えた利用時間が２時間未満　５６０円 (ｲ) 超えた利用時間が２時間以上３時間未満　１，１２０円 (ｳ) 超えた利用時間が３時間以上　１，６８０円

第１号様式（第５条関係）

綾瀬市幼稚園型一時預かり事業補助金交付申請書

年　　月　　日

（宛先）綾瀬市長

申請者　所　在　地
名　　称
代表者氏名

　　年度綾瀬市幼稚園型一時預かり事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

１　補助事業の着手及び完了の予定期日

　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで

２　交付申請額　　円

３　添付書類

(1) 一時預かり事業（幼稚園型）実施計画書・実績報告書（第２号様式）

(2) 事業計画書及び収支予算書

(3) その他市長が必要と認める書類

第２号様式（第５条関係）

施設名:	
提出日:	年　月　日

一時預かり事業（幼稚園型）実施計画書・実績報告書

【　　年　月 ～　月分】

１　基礎情報（一時預かり実施日数）

	実施日数（日）	開所時刻		
平日			～	
長期休業日			～	
休日(土日・祝日等)			～	

２　延べ利用人数

（１）幼稚園型Ⅰ（（３）以外の在園児）

【平日（※教育時間前後の預かり時間の合計）】

預かり時間	４時間以下	４時間超～６時間未満	６時間以上～７時間未満	７時間以上	合計
※教育時間との合計時間	８時間以下	８時間超～10時間未満	10時間以上～11時間未満	11時間以上	合計
対象延べ人数					
基本分単価					
長時間加算					

【長期休業日】

預かり時間	４時間以下	４時間超～６時間未満	６時間以上～７時間未満	７時間以上～８時間未満	８時間	８時間超～10時間未満	10時間以上～11時間未満	11時間以上	合計
対象延べ人数									
基本分単価									
長時間加算									

【休日】

預かり時間	８時間以下	８時間超～10時間未満	10時間以上～11時間未満	11時間以上	合計
対象延べ人数					
基本分単価					
長時間加算					

（２）幼稚園型Ⅰ（（３）以外の非在園児）

預かり時間	８時間以下	８時間超～10時間未満	10時間以上～11時間未満	11時間以上	合計
対象延べ人数					
基本分単価					
長時間加算					

（３）幼稚園型Ⅰ（特別な支援を要する児童分）

※特別な支援を要することが分かる書類（身体障害者手帳等）を別途提出ください。

	平日	長期休業日	休日（土日・祝日等）
対象延べ人数			
基本分単価			

（４）幼稚園型Ⅱ：保育を必要とする２歳児の定期利用

預かり時間	８時間以下	８時間超～10時間未満	10時間以上～11時間未満	11時間以上	合計
対象延べ人数					
基本分単価					
長時間加算					

（5）幼稚園型Ⅱ：保育を必要とする１歳児の定期利用

預かり時間	８時間以下	８時間超～10時間未満	10時間以上～11時間未満	11時間以上	合計
対象延べ人数					
基本分単価					
長時間加算					

（6）幼稚園型Ⅱ：保育を必要とする０歳児の定期利用

預かり時間	８時間以下	８時間超～10時間未満	10時間以上～11時間未満	11時間以上	合計
対象延べ人数					
基本分単価					
長時間加算					

３　保育体制充実加算

該当の有無 ※該当する場合は「有」を選択	

【要件】

実施（配置）している：○
実施していない：×

① 平日及び長期休業中の双方において、１１時間以上の預かりを実施している	
② 平日及び長期休業中の双方において、９時間以上の預かりを実施するとともに、休日において４０日以上の預かりを実施している	
③ 年間延べ利用児童者数（平日・長期休業中・休日）が2,000人超の施設である	
④ 配置基準にもとづいて配置する教育・保育従事者が、すべて保育士又は幼稚園教諭普通免許保有者であり、教育・保育従事者の数が２名を下らない ※職員の配置状況が分かる書類を別途提出ください。	
⑤ 教育・保育従事者の概ね２分の１以上が、保育士又は幼稚園教諭普通免許保有者であり、教育・保育従事者の数が２名を下らない ※職員の配置状況が分かる書類を別途提出ください。	

４　就労支援型施設加算

該当の有無 ※該当する場合は「有」を選択	

【要件】

実施（配置）している：○
実施していない：×

① 平日及び長期休業中の双方において、８時間以上の預かりを実施している	
② 小規模保育事業等と連携している ※連携していることが分かる書類（連携協定書など）を別途提出ください。	
③ 追加で事務職員を配置している ※事務職員の配置が分かる書類（体制表など）を別途提出ください。	

事務職員の配置月数 ※「６月未満」「６月以上」から選択	

５　開設準備経費

該当の有無 ※該当する場合は「有」を選択	

6　補助対象経費算定

施設当たり延べ利用見込み・実績者数(平日・長期休業日)【在園児】　　人

※　特別な支援を要する児童を除く

うち施設当たり延べ利用見込み・実績者数(平日のみ)【在園児】　　人

※　特別な支援を要する児童を除く

施設当たり延べ利用見込み・実績者数(特別な支援を要する児童)【在園児】　　人

※　年度当初には、年間延べ利用数の見込数を入力ください。
※　年度当初の見込みと実績に差異があり、適用する単価が変わる場合、年度末に補助を増減することで調整することがあります。

①補助基準額　【年間延べ利用者数（平日・長期休業日）2,000人超の場合】　　円

【年間延べ利用者数（平日・長期休業日）2,000人以下の場合】　　円

①のうち該当する方の
補助基準額を書き写してください　　円

②支出額合計　　円

※「４開設準備経費」で「有」を選択した場合には、開設準備に係る支出を含む。
※算出方法の分かる書類を別途提出ください。

③収入額合計　　円

※算出方法の分かる書類を別途提出ください。

④支出額合計と収入額合計の差額【②－③】　　円

⑤補助対象経費【①のうち該当する方の補助基準額と④のうち低い方の額】　　円

第３号様式（第７条関係）

綾瀬市幼稚園型一時預かり事業補助金（変更）交付決定通知書

年　　月　　日

様

綾瀬市長　　印

　　年　　月　　日申請があった　　年度綾瀬市幼稚園型一時預かり事業補助金の交付については、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則第５条（第９条）の規定により、次のとおり決定しました。

１　補助金額　　円

既交付決定額	円（　　年　　月　　日決定）
今回変更（増減）額	円

２　補助条件

第４号様式（第９条関係）

綾瀬市幼稚園型一時預かり事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書

年　　月　　日

（宛先）綾瀬市長

申請者　所　在　地
名　　称
代表者氏名

　　年　　月　　日付けで決定を受けた　　年度綾瀬市幼稚園型一時預かり事業補助金に係る補助事業を次のとおり変更（中止・廃止）したいので、承認を受けたく関係書類を添えて申請します。

１　変更の内容

変更（中止・廃止）前	変更（中止・廃止）後
円	円

２　変更（中止・廃止）の理由

３　添付書類

(1) 一時預かり事業（幼稚園型）実施計画書・実績報告書（第２号様式）

第５号様式（第１１条関係）

綾瀬市幼稚園型一時預かり事業補助金実績報告書

年　　月　　日

（宛先）綾瀬市長

補助事業者　所　在　地
名　　称
代表者氏名

　　年　　月　　日付けで交付決定を受けた　　年度綾瀬市幼稚園型一時預かり事業補助金に係る補助事業の実績を次のとおり報告します。

補助金所要額	補助金交付決定額	補助金受入済額
円	円	円

１　添付書類

(1) 一時預かり事業（幼稚園型）実施計画書・実績報告書（第２号様式）

(2) 事業実績書及び収支決算書

(3) その他市長が必要と認める書類